

南越前町告示第 115 号

令和 7 年 3 月 31 日付南越前町告示第 67 号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見があるときは、縦覧期間満了日までに南越前町に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 4 日

南越前町長 仲 倉 典 克



記

1. 縦覧期間

自 令和 7 年 9 月 4 日
至 令和 7 年 9 月 18 日

2. 縦覧場所

南越前町役場 農林水産課
南条郡南越前町東大道 29-1

3. 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和 7 年 9 月 18 日（木）とする。
- (3) 意見書（様式自由）により南越前町役場農林水産課に直接持参、郵送、電子メール、ファクシミリにて提出ください。
- (4) 意見書には、住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、受付時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの執務時間内とします。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。

変更理由書

(1) 南越前町地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）は令和7年3月31日に策定されたが、今回、農村地域の環境保全及び有効な土地利用のための農家住宅等をはじめ、経済事業の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

No.	地域計画を変更する土地	変更・除外理由
1	上野 18 字 1 番 1	耕作者変更
2	上野 18 字 2 番 1	耕作者変更 一部駐車場整備のため
3	牧谷 51 字 37 番 1	住宅、車庫の建築のため
4	久喜 24 字 1 番 1	農作業小屋の建築のため
5	久喜 24 字 2 番	農作業小屋の建築のため